

東海市告示第107号

平成21年東海市告示第33号（東海市会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員に委任させ、更に出納員をして、その事務の一部を現金取扱員に委任させた件）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

1の表収納課の項委任事務の欄の2中「県民税」の次に「、森林環境税」を加え、同表社会福祉課の項出納員となるべき者の職の欄中「及び統括主幹」を削り、同項委任事務の欄に次のように加える。

5 生活保護費に係る返還金及び返納金の収納

1の表女性・子ども課の項設置箇所の欄中「女性・子ども課」を「こども課」に改め、同項出納員となるべき者の職の欄中「及び統括主幹」を削り、同表商工労政課の項出納員となるべき者の職の欄中「及び統括主幹」を削る。

1の表清掃センターの項設置箇所の欄中「清掃センター」を「リサイクル推進課」に改め、同項委任事務の欄中2を削り、3を2とし、4から7までを3から6までとし、同表中心街整備課の項を削り、同表社会教育課の項委任事務の欄中15を削り、16を15とし、17を16とし、18を17とする。

2の表収納課長の項現金取扱員となるべき者の職等の欄中「女性・子ども課」を「こども課」に改め、同項委任事務の欄中「県民税」の次に「、森林環境税」を加え、同表社会福祉課長及び統括主幹の項委任する出納員の欄中「及び統括主幹」を削り、同項委任事務の欄に次のように加える。

5 生活保護費に係る返還金及び返納金の収納

2の表女性・子ども課長及び統括主幹の項委任する出納員の欄中「女性・子ども課長及び統括主幹」を「こども課長」に改め、同表商工労政課長及び統括主幹の項委任する出納員の欄中「及び統括主幹」を削り、同表清掃センター課長の項委任する出納員の欄中「清掃センター課長」を「リサイクル推進課長」に改め、同項委任事務の欄

中2を削り、3を2とし、4から7までを3から6までとし、同表中心街整備課長の項を削り、同表社会教育課長及び統括主幹の項委任事務の欄中15を削り、16を15とし、17を16とし、18を17とする。